## 大垣市有料広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大垣市(以下「市」という。)の自主財源の確保及び地域経済の活性化を図るため、市の資産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を有料で掲載することに関して必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

- 第2条 広告を掲載できるもの(以下「広告媒体」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 市のホームページ
  - (2) 市が発行する刊行物、印刷物及びこれに類するもの
  - (3) 市の財産
  - (4) その他市長が広告掲載を認めるもの

(掲載の範囲)

- 第3条 掲載できる広告は、市民生活に関連したものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。
  - (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
  - (2) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
  - (3) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれのあるもの
  - (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
  - (5) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの又はそのおそれのあるもの
  - (6) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
  - (7) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
  - (8) 市が推奨しているかのような表現を含むもの又は市の広告の一部であるかのような誤解を与えるおそれのあるもの
  - (9) 公衆に危害又は不快の念を与えるおそれのあるもの
  - (10) その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者(広告代理店等の代理人に委任する場合は、当該代理人を含む。以下同じ。)の広告は、掲載しな

11

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業並びにこれらに類する業種
- (2) 貸金業法 (昭和58年法律第32号) 第2条第1項に規定する貸金業
- (3) 公営を除くギャンブルに関する業種
- (4) 興信、探偵等に関する業種
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売業及び同法第51条第1項に規定する業務提供誘引販売業
- (6) 占い、運勢判断等に関する業種
- (7) 法律に基づかない医療類似行為を行う業種
- (8) たばこに関する業種(喫煙マナーの向上を図る目的又は内容の広告を掲載する場合を除く。)
- (9) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置 要綱(平成23年1月4日制定)第3条に規定する暴排措置の対象となる 事業者
- (10) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)又は会社更生法(平成 14 年法律 第 154 号)による再生又は更生の手続中の事業者
- (11) 法令等に違反している事業者
- (12) 行政機関又は地方公共団体からの行政指導を受け、当該指導の後に改善がされていない事業者
- (13) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和 37 年法律第 134 号)第 5 条の規定 に違反して表示しているもの
- (14) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に 関する法律(平成 15 年法律第 83 号)第2条第2号に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業者
- 15 市町村税(特別区税を含む。)を滞納している事業者
- 16 市から入札参加資格の停止を受けている事業者
- (17) その他市長が適当でないと認める業種又は事業者
- 2 前項に定めるもののほか、業種又は事業者に応じて個別の基準が必要な場

合は、市長が別に定める。

(広告の規格等)

第5条 広告の規格、掲載位置、枠数、広告の作成方法等は、広告媒体の使用 目的を妨げない範囲内で、当該広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告媒体の種類、掲載位置、掲載期間、広告の規格、 広告の効果、類似広告の市場価格等を勘案して、当該広告媒体ごとに市長が 別に定める。

(掲載希望者の募集)

- 第7条 市長は、広報おおがき等により広告の掲載希望者を定期又は随時に公 募するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、広告掲載の案内を することができる。

(広告の申込み)

第 8 条 広告の掲載希望者(広告掲載希望者の委任を受けて広告掲載に係る事務手続を代理する者を含む。以下「申込者」という。)は、当該広告媒体ごとに定める広告掲載申込書に掲載しようとする広告案を添えて、市長に申し込むものとする。この場合において、広告掲載希望者の委任を受けて広告掲載に係る事務手続を代理する者が申込みを行うときは、当該代理人に手続きを委任した者ごとに申込みを行うものとする。

(広告の掲載優先順位)

- 第9条 申込者を定期募集する際の広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順 序とする。
  - (1) 国、独立行政法人、地方公共団体、地方独立行政法人、公社、公団、公益社団法人、公益財団法人又はこれらに類するものの広告
  - (2) 法人その他団体(前号に掲げるものを除く。)又は事業を営む個人で、市内に本社、支店、営業所、店舗等を有するものの広告
  - (3) 前2号に該当しないものの広告
- 2 前項の規定による掲載優先順位が同じ広告が複数ある場合の優先順位は、 掲載申込期間が長いものからとする。

- 3 前項の規定による掲載優先順位が同じ広告が複数ある場合の優先順位は、 抽選により決定するものとする。
- 4 申込者を随時募集する際の広告を掲載する優先順位は、前 3 項の規定にかかわらず、申込みの早いものからとする。

(広告掲載の決定)

- 第 10 条 市長は、第 8 条に規定する広告掲載の申込みがあった場合は、次条 に規定する大垣市広告選定委員会による審査を経て、当該広告の掲載の可否 を決定する。
- 2 市長は、広告掲載の可否を決定した後、その結果を申込者に、当該広告媒体ごとに定める広告掲載決定通知書により通知するものとする。

(広告選定委員会)

- 第 11 条 広告の募集及び広告掲載の可否を決定するに当たり、必要な審査等 を行うため、大垣市広告選定委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 委員長 総務部長
  - (2) 副委員長 行政管理課長(公共施設マネジメント・行政改革担当)
  - (3) 委員 広報・都市プロモーション課長
  - (4) 委員 契約管財課長
  - (5) 委員 まちづくり推進課長
  - (6) 委員 人権擁護推進室長
  - (7) 委員 商工観光課長
  - (8) 委員 社会教育スポーツ課長
- 3 委員会の事務局は、行政管理課に置く。

(委員会の会議等)

- 第 12 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 委員長は、委員会を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けた場合は、その職務を代理する。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 6 委員会において必要があると認めた場合は、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。
- 7 委員長が会議を招集する必要がないと認める場合は、回議により審査を行 うことができる。

(会議結果等の報告)

第 13 条 委員長は、前条の規定により会議を行った場合は、速やかに会議の 経過及び結果を市長に報告するものとする。

(広告掲載に係る経費負担及び提出)

第 14 条 広告原稿及び広告の作成、取付け及び掲載に要する経費は、原則として、広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という。)の負担とし、広告原稿は、市長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第 15 条 広告掲載料は、前納を原則とし、広告主は、市長が指定する期日までに市が発行する納付書により、一括して納入しなければならない。

(広告主の責任等)

- 第16条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 2 市は、広告の掲載により第三者に発生した損害について責任を負わないも のとする。
- 3 掲載の決定を受けた広告主は、その権利を他に譲渡することができない。 (広告掲載の取消し)
- 第17条 市長は、次に掲げる場合は、広告の掲載を取り消すことができる。
  - (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかった場合
  - (2) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかった場合
  - (3) 広告主又は広告内容が不適当と判明した場合
  - (4) その他、市長が特に必要と認めた場合
- 2 市は、前項の規定による広告掲載の取消しにより広告主が受けた損害については、その賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の還付)

第 18 条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料の一部又は全部を還付することができる。

(原状回復に係る経費負担)

第 19 条 広告主は、広告の掲載期間終了後速やかに広告媒体を原状に回復しなければならない。この場合において、広告の撤去に要する経費は、広告主が負うものとする。

(広告付物品等の受入れ)

- 第 20 条 市は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、民間事業者等が 保有し又は作成した媒体(市と民間事業者等が共同して作成した媒体を含 む。)であって、広告が掲載されたものを受け入れることができる。
  - (1) 媒体に掲載された広告が第3条各号のいずれにも該当しない場合
  - (2) 媒体を保有する民間事業者等若しくは当該媒体に広告を掲載する者が、 第4条第1項各号に掲げる業種又は事業者のいずれにも該当しない場合 (委任)
- 第 21 条 この要綱に規定するもののほか、広告掲載の実施に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日(平成 19 年 6 月 20 日)から施行する。 附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成 22 年 7 月 12 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 7 月 12 日から 施行する。 附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。 附 則

この要綱は、平成 24 年 3 月 12 日から施行する。 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。 附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年7月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年2月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。